

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 24 年 1 月 30 日作成)

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法施行令
根拠条項	第 1 条第 1 項
許認可等の種類	林業経営改善計画の変更の認定
法令の定め	第 1 条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「法」という。） 第三条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る林業経営改善計画について変更（農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
審査基準	○「林業経営改善計画取扱要領」（昭和 54 年 1 月 20 日付け林業第 922 号） 第 3 の 2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">改善計画の変更認定に当たっては、第 2 の改善計画の認定を準用するものとする。</div>
標準処理期間	総 期 間 24 年 〇月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 24 年 〇月 （ ）
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-411（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm ）

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法施行令																				
根拠条項	第 4 条第 1 項																				
許認可等の種類	合理化計画の変更の認定																				
法令の定め	法第 4 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けた者は、当該認定に係る合理化計画について変更（農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。																				
審査基準	<p>○「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知） 第 7 の 8 の（1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>都道府県は、法、令及び規則、次官通知並びにこの通知に従って木材産業等高度化推進資金制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。</p> </div> <p>○「合理化計画取扱要領」（平成 24 年 2 月 27 日制定） 第 5 の 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>合理化計画の認定を受けた者が、当該合理化計画を変更しようとするときは、当該変更につき知事の認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更には、木材取扱規模の目標の変更を含む。</p> <p>(2) 木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業費総額の 3 割以上の変更</p> </div>																				
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総 期 間</td> <td style="width: 20%;">2 4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="width: 10%;">・月</td> <td style="width: 30%;">（注：休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> <td></td> <td>・月</td> <td>（</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td></td> <td>・月</td> <td>（</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>2 4</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td>・月</td> <td>（</td> </tr> </table>	総 期 間	2 4	Ⓜ	・月	（注：休日は含まない。）	経由機関	日		・月	（	協議機関	日		・月	（	処分機関	2 4	Ⓜ	・月	（
総 期 間	2 4	Ⓜ	・月	（注：休日は含まない。）																	
経由機関	日		・月	（																	
協議機関	日		・月	（																	
処分機関	2 4	Ⓜ	・月	（																	
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課																				
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課																				
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課																				
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm ）																				

